

令和 4 年 11 月 28 日 保健師助産師看護師分科会の論点

看護師養成 2 年課程（通信制）の入学要件としての就業経験年数をどのように考えるか。

- ・ 就業経験年数を 7 年以上から 5 年以上に短縮することの是非。
- ・ 仮に短縮する場合、どのような対応が必要になるか。

1 前回の主なご意見

- ・ 学生の能力を就業経験年数（10 年以上と 7 年以上）で比較するということは困難。さらに 5 年に短縮してもよいかという判断できる資料がない。
- ・ 就業経験年数をさらに短縮する場合は、業務経験年数と業務内容を詳細に確認する必要がある。年間 1800 時間相当などの時間換算への修正など。
- ・ 2 年課程（通信制）に入学するために最低限必要な経験を示し、それに満たない場合は必要な年数を経験して受験するのはどうか。
- ・ 准看護師としての経験を積んだ場が異なれば、入学要件を厳格化しても経験の差は埋まらないのでは。そうであれば、全日制・定時制と同様の臨地実習が必要ではないか。
- ・ 実習の充実が必要。従来型の実習ではなく、シミュレーションを活用する等の対応により、就業経験年数を短縮したとしても看護の質の低下につながらないような教育体制を検討してほしい。

2 論点 : 2 年課程（通信制）で教育を受けるに当たっての必要な要件は何か。

3 対応案

- 就業経験年数による看護実践能力の差を明確化することの限界も視野に入れ、2 年課程（通信制）に関する調査研究を行い、その結果も踏まえて、改めて検討する。

4 今後のスケジュール（案）

- 令和 5 年 4 月～ 追加研究（予定）
- 令和 5 年度末～令和 6 年度：医道審議会保健師助産師看護師分科会にて審議

令和4年 地方分権改革に関する提案(抜粋)

要望自治体:神奈川県 等

提案事項:都道府県知事が行う准看護師試験の告示の規定に係る公表方法の例示化

- 都道府県知事が行う准看護師試験告示を、都道府県の判断で公報の他適切な方法によっても公表することが可能となるよう、保健師助産師看護師法施行規則の改正により措置することを求める。

〈具体的な支障事例〉

公報登載に当たっては、入稿、校正、印刷、配布などの事務が、これらの事務の処理に必要な人件費、印刷費、配送費などの事務負担や費用負担の面でも、公報よりインターネットの利用による公表に優位性が認められる。提案県では、保健師助産師看護師法施行規則第19条の規定により公報による告示が義務付けられているため、公報登載を行っているが、より効果的に周知を行うためインターネットの利用による公表も重ねて行っており、事務の二重負担が生じている。

対応方針(令和4年12月20日 閣議決定文書より抜粋)

准看護師試験の施行場所等の告示(施行規則 19 条)については、医道審議会 保健師助産師看護師分科会での議論を踏まえつつ、試験を実施する都道府県の判断により、公報のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うことの可否について検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応(案)

准看護師資格は都道府県知事免許であることに鑑み、地方自治の観点からも提案を受け入れ、保健師助産師看護師法施行規則第19条の条文を改正してはどうか。

保健師助産師看護師法施行規則

(昭和二十六年厚生省令第三十四号)

第二章 試験

第十八条

保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。

第十九条

准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で告示しなければならない。